

平成30年第3回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 4 5 号	藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について 藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正案 ……………	1
議案第 4 6 号	藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について 藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正案 ……………	4

議案第45号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例の一部改正について

○藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤井寺市条例第35号） 新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
3 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	3 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの			生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等

改正後			改正前		
		支援給付等関係情報」という。) であって規則で定めるもの			則で定めるもの
(略)			(略)		
5 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの	5 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの			児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの			身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの			身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの			生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの			老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法律に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの			国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法律に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
(略)			(略)		

議案第46号

藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について

○藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成6年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の<u>公費負担</u>に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、<u>第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における法第141条第1項第1号の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、<u>法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(選挙運動用自動車の使用の<u>公費負担</u>)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の<u>公費負担額及び支払手続</u>)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(<u>選挙運動用ビラの作成の公費負担</u>)</p> <p>第6条 <u>候補者は、第8条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。</u></p> <p>(<u>選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出</u>)</p> <p>第7条 <u>前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間にお</u></p>	<p>藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の<u>公営</u>に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づき、藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における法第141条第1項第1号の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の<u>公営</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の<u>公営</u>)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(選挙運動用自動車の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>いて選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)</p> <p>第9条 候補者は、第11条に規定する選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数（第11条において「ポスター掲示場の数」という。）に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)</p> <p>第10条 （略）</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合に</p>	<p>改正前</p> <p>(選挙運動用ポスター作成の公営)</p> <p>第6条 候補者は、第8条に規定する選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数（以下第8条において「ポスター掲示場の数」という。）に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)</p> <p>第7条 （略）</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、</p>

改正後	改正前
<p>は、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、<u>第9条後段</u>において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>（藤井寺市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第12条（略）</p> <p>（委任）</p> <p>第13条（略）</p>	<p>その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、<u>第6条後段</u>において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>（藤井寺市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第9条（略）</p> <p>（委任）</p> <p>第10条（略）</p>

